

スポーツ・インテグリティ推進補助事業実施要領

公益財団法人新潟県スポーツ協会

1 スポーツ・インテグリティについて

「スポーツにおけるインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）とは、必ずしも明確に定義されているとはいえないが、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念である。」と、国の第2期スポーツ基本計画に明記されており、この事業でもこの考え方に基づき定義するものとする。

2 事業実施期間について

令和3年度から3か年で集中的、重点的に取り組む。ただし、財源や環境整備の状況によっては変更する場合がある。

3 申請件数について

補助対象者につき1件までとする。ただし、複数の加盟団体等が合同で開催する場合は、当該事業とは別にそれぞれの補助対象者が1件まで申請することができる。

なお、その場合は、協議会等の名称で申請することとし、主管団体（事務局団体）が事務を行うこととする。

また、追加募集を行った場合は、複数の申請を認める。

(例) ○○地域スポーツ協会連絡協議会や総合型クラブ○○地域ネットワークで1件、同組織を構成する市町村スポーツ協会や総合型クラブからそれぞれ1件申請することができる。

4 対象事業の主催者について

本会与補助対象者が連携して本県のスポーツ・インテグリティ環境を整備していくことを目指しているため、補助対象者の主催事業を対象とする。

5 複数回実施する事業について

基礎編、応用編のようにシリーズで複数回に分けて実施する場合は対象とする。

6 新型コロナウイルス感染症対策について

政府、新潟県や関係スポーツ団体等が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じて安全・安心に配慮して実施すること。

7 写真撮影及び広報・啓発活動への協力について

実績報告書の提出時に、事業（研修会等）の様子が分かる写真（画像）データを必ず数枚メールで提出すること。

なお、提出のあった写真については、本会又は新潟県の広報や事業報告等で使用する場合がありますので、撮影時にはその旨を参加者や講師等に説明し、必ず同意を得ておくこと。その他、本会又は新潟県が広報・啓発活動への協力を依頼した場合はこれに協力すること。